

## 春日井市街づくり支援要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、生活道路、排水路など身近な施設の整備改善のため、地域住民等が主体となって行う街づくり活動に対して市が支援を行うことによって、地域の生活環境の改善を図るとともに、地域住民等と市との協働による地域の特性を活かした街づくりを推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域 次に掲げる地区の一定のまとまりのある区域をいう。

ア 市街化区域内で土地区画整理事業が実施又は計画されていない地区

イ 市街化調整区域内で生活道路等の施設が未整備である集落地区

(2) 地域住民等 地域に居住する者及び地域に土地又は建物等を所有する者をいう。

(3) 生活道路等 生活道路（日常生活に使用する市道であって、その幅員が4メートル未満のものをいう。）、排水路（農業用を除く。）、ポケットパークその他これに類する生活環境の整備改善のために必要な施設をいう。

(4) 街づくり活動 地域における次に掲げる活動をいう。

ア 生活道路等の整備改善（用地を必要とする場合に限る。）のための計画づくり及び調整に取り組む活動

イ 生活道路等の基盤整備を伴う生活環境の改善のための勉強会及び調査研究に取り組む活動

### (団体の設立等)

第3条 地域住民等は、街づくり活動を行おうとするときは、地域住民等で構成する団体を設立するものとする。

2 前項の団体の設立に当たっては、市長は、必要な助言及び指導を行うものとする。

### (街づくり推進団体の認定)

第4条 市長は、街づくり活動を行う団体を街づくり推進団体（以下「推進団体」という。）として認定することができる。

### (推進団体の要件)

第5条 推進団体の要件は、次のとおりとする。

(1) 団体の規約、会則等を定めていること。

(2) 団体の構成員の人数が概ね5人以上であること。

(3) 街づくり活動を継続的に行うこと。

(4) 団体の属する地域の町内会長又は区長が当該団体の街づくり活動の内容を承認していること。

### (推進団体の認定申請等)

第6条 第4条の規定による認定を受けようとする団体は、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、推進団体の認定の可否を決定するものとする。

3 推進団体は、第1項の申請内容に変更があったとき又は団体を解散したときは、市長にその旨を届け出るものとする。

(推進団体の認定の取消し)

第7条 市長は、推進団体が次の各号のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができる。

(1) 推進団体が解散したとき。

(2) 推進団体が長期間街づくり活動を停止し、実質的に解散していると認めるとき。

(3) その他推進団体として適当でないと市長が認めるとき。

(推進団体の役割)

第8条 推進団体は、特定の者の利害を図ることなく、地域における街づくり活動に努めるものとする。

2 推進団体は、街づくり活動の内容について、地域住民等に対し説明するよう努めるものとする。

(計画案の策定等)

第9条 推進団体(第2条第4号アの活動を行う団体に限る。第3項及び第11条において同じ。)は、この要綱の目的を達成するため、生活道路等の整備改善のための計画案(以下単に「計画案」という。)を第12条第2項に規定する期間内に策定するものとする。

2 前項の計画案は、次の条件を満たした上で計画地区並びに当該計画地区の現況並びに整備改善の内容及び効果を明らかにするものとする。

(1) 計画案に関わる土地及び工作物等の権利者(第14条第1項及び第15条において「関係権利者」という。)が土地の提供及び支障となる物件の撤去について同意していること。

(2) 計画案に関わる地域の町内会長又は区長が当該計画案を承認していること。

3 推進団体は、計画案を策定したときは、当該計画案を地域住民等に周知するものとする。

(計画案の提案)

第10条 推進団体は、計画案を策定したときは、これを市長に提案することができる。

(計画案の承認)

第11条 市長は、前条の計画案の提案があったときは、その内容を審査し、公共性の観点から適当と認めるときは、当該計画案を協働による整備計画(第14条第1項において「整備計画」という。)として承認することができる。

2 市長は、承認に当たって、推進団体に対し計画案の内容について説明を求めるこ

とができる。

(街づくり活動への支援及び支援期間)

第 12 条 市長は、街づくり活動を推進するため、推進団体に対し、次に掲げる支援を行うことができる。

- (1) 街づくり活動に関する情報を提供すること。
- (2) 街づくり活動に関する相談を受け、及び指導、助言等を行うこと。
- (3) 技術的援助のためアドバイザー又はコンサルタントを派遣すること。
- (4) 街づくり活動に必要な経費の一部を助成すること。

2 前項の支援を行う期間は、1年を単位とし、3年を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

3 前項の規定にかかわらず、推進団体が第 14 条の事業が完了するまでの間に街づくり活動（第 2 条第 4 号アの活動に限る。）を行った場合は、市長は当該期間の活動に対し第 1 項第 4 号の支援を行うことができる。

(支援の手続)

第 13 条 前条第 1 項第 3 号及び第 4 号の支援を受けようとする推進団体は、あらかじめ申請内容を市長と協議した上で申請するものとする。

2 市長は、前項の申請があったときは、これを審査し、当該支援に係る可否の決定を行うものとする。

(整備事業の実施及び費用負担)

第 14 条 市長は、第 11 条第 1 項の承認したときは、推進団体及び関係権利者と事前に協議し、整備計画に基づく事業（以下単に「整備事業」という。）を計画的に実施するものとする。

2 市長は、事業用地に係る測量、分筆登記等を行い、その費用を負担するものとする。

3 市長は、整備事業に必要となる用地（以下「事業用地」という。）を別に定める基準により買い取り、工事を施工するものとする。ただし、地域住民等が市から原材料の支給を受け工事を実施する場合は、この限りでない。

4 市長は、事業用地に門、塀、生垣、樹木、家屋等の物件が存し、工事の施工に支障があると認めるときは、別に定める基準により当該物件の除却及び移設に要する費用を補償することができる。

(協力)

第 15 条 推進団体及び関係権利者は、整備事業を円滑に実施するため、前条第 2 項から第 4 項までの実施に必要な手続、調整等について協力するものとする。

(その他)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。